令和８年１１月１６日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由　利　本　荘　市　農　業　委　員　会

由利本荘市農業委員会総会（令和８年第１２回）議事録

１．開催日時　　令和８年１１月１６日（月曜日）午後３時２５分

２．開催場所　　本荘由利広域行政センター「学習ホール」

３．出席委員（２３名）

１番	吉　田　真　大	１３番	菅　原　文　克
３番	佐　藤　源　樹	１４番	三　浦　徳　也
４番	佐々木　純　一	１５番	尾留川　正　敏
５番	豊　島　靖　喜	１６番	加　藤　三　敏
６番	真　坂　和　都	１７番	小　野　晃　一
７番	佐　藤　　崇	１８番	畑　山　留美子
８番	伊　東　金　一	１９番	巴　　寛
９番	伊　藤　純　二	２０番	畠　山　典　雄
１０番	石　井　健　一	２１番	佐　藤　角　栄
１１番	佐々木　　亨	２２番	板　垣　利　明
１２番	井　上　博　美	２３番	佐々木　善　永
		２４番	冨　樫　公　一

４．欠席委員（１名）

２番　齋　藤　　誠

５．議事日程第１号　　令和８年１１月１６日（月曜日）　午後３時２５分　開会

第　１．議事録署名委員指名
第　２．会議書記任命
第　３．会期決定
第　４．議案第８５号　農地法第３条の規定に基づく使用貸借権設定の件
第　５．議案第８６号　農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件
第　６．議案第８７号　農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件
第　７．議案第８８号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
第　８．議案第８９号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）
第　９．議案第９０号　農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
第１０．議案第９１号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

６．本日の会議に付した事件

議事日程第１号のとおり

７．出席した事務局職員

事務局長	柴　田　浩　樹	次　　長	小　松　幸　月
農政班長	三　保　　敦	農地班長	二　見　真　之
主席主査	渋　谷　　淳	主　　査	池　田　　弘

主　　査　　小助川　　洋　　主　　査　　小　野　友紀子
主　　査　　佐　藤　弘　輝

８．総会議長
　　冨　樫　公　一

９．議事録署名委員
　　９番　伊　藤　純　二　　１０番　石　井　健　一

10．会議の概要
○議長
　これより令和８年１１月６日公示招集されました、令和８年第１２回農業委員会総会を開会いたします。
　出席委員は、委員総数２４名中２３名であります。
　２番齋藤誠委員より欠席の届け出があります。
　出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
　本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。
　本日の提出案件は、議案第８５号から議案第９１号までの計７件であります。

○議長
　それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
　ご異議ないものと認めます。
　よって、本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。

○議長
　日程第１、「議事録署名委員指名」を行います。会議規則第１３条の規定に基づき、議事録署名委員に、９番伊藤純二委員、１０番石井健一委員の両名を指名いたします。

○議長
　日程第２、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長
　日程第３、「会期決定」の件を議題といたします。
　お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日１日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
　ご異議なしと認めます。
　よって、本日の会議の会期は、本日１日限りと決定いたしました。

○議長
　日程第４、議案第８５号「農地法第３条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８５号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８５号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８５号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８５号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第５、議案第８６号「農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題としますが、本議案の１番につきましては、１９番巴寛委員が関係する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、退席していただきます。暫時休憩いたします。
（巴寛委員退席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第８６号１番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８６号１番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８６号１番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８６号１番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８６号１番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。
（巴寛委員着席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
引き続き、議案第８６号を議題としますが、本議案の２番につきましては、８番伊東金一委員が関係する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、退席していただきます。
（伊東金一委員退席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第８６号２番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８６号２番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８６号２番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８６号２番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８６号２番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
（伊東金一委員着席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第８６号３番から８５番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８６号３番から８５番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８６号３番から８５番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８６号３番から８５番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８６号３番から８５番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第６、議案第８７号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８７号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８７号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８７号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８７号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第７、議案第８８号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８８号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８８号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８８号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８８号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長
日程第８、議案第８９号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８９号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８９号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８９号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第８９号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長
日程第９、議案第９０号「農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、議案第９０号１番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第９０号１番について、議案書に基づき取り扱い件数、筆数、面積を述べ、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する準工業地域に指定されている第３種農地に該当することから、許可相当と考えられる旨を説明する。
なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。）

○議長
　議案第９０号１番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
　調査員、１３番菅原文克委員

○１３番・菅原文克委員
　（議案第９０号１番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長
　ご苦労さまでした
　議案第９０号１番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
　ご質問、ご意見ないものと認めます。
　次に、議案第９０号２番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
　（議案第９０号２番について、議案書に基づき取り扱い件数、筆数、面積を述べ、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、３００m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地」に該当する第３種農地に該当することから、許可相当と考えられる旨を説明する。
　なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないが、農振除外対象案件であり、本総会で許可相当と決定した場合は、１２月中旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可することになる旨を説明する。）

○議長
　議案第９０号２番の事務局説明が終わりました。なお、現地調査につきましては、令和８年９月、第１０回総会議案第７８号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、すでに報告を受けておりますので、省略いたします。
　議案第９０号２番につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
　ご質問、ご意見ないものと認めます。
　次に、議案第９０号３番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
　（議案第９０号３番について、議案書に基づき取り扱い件数、筆数、面積を述べ、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内で、第１種農地であり、原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、許可相当と考えられる旨を説明する。
　なお、本案件については、第１種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になり、本総

会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、１２月中旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可することになる旨を説明する。）

○議長
議案第９０号３番の事務局説明が終わりました。
なお、現地調査報告につきましては、令和８年９月、第１０回総会議案第７８号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、すでに報告を受けておりますので、省略いたします。議案第９０号３番につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
事務局説明のとおり、議案第９０号１番と２番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第９０号３番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。
はじめに、議案第９０号１番につきましてお諮りいたします。
議案第９０号１番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第９０号１番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第９０号２番につきましてお諮りいたします。
議案第９０号２番は、申請が適法と認め許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第９０号２番は、申請が適法と認め、許可相当とし、１２月中旬に予定されている農振除外決定公示をもって、許可することに決定いたしました。

次に、議案第９０号３番につきましてお諮りいたします。
議案第９０号３番は、申請が適法と認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第９０号３番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、１２月中旬に予定されている農振除外決定公示をもって、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第１０、議案第９１号「農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに議案第９１号１番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第９１号１番について、議案書に基づき申請の概要を説明。申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断さ

れ、農地法第２条の農地に該当しない旨を説明する。）

○事務局
議案第９１号１番の事務局説明が終わりました。
これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、１８番畑山留美子委員。

○１８番・畑山留美子委員
（議案第９１号１番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第２条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。）

○議長
ご苦労さまでした
議案第９１号１番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第９１号１番は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第９１号１番は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長
次に、議案第９１号２番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第９１号２番について、議案書に基づき申請の概要を説明。申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第２条の農地に該当しない旨を説明する。）

○事務局
議案第９１号２番の事務局説明が終わりました。
これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、６番真坂和都委員。

○６番・真坂和都委員
（議案第９１号２番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第２条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。）

○議長

ご苦労さまでした
議案第９１号２番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】
ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第９１号２番は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認めます。
よって、議案第９１号２番は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長
この際、お諮りいたします。
今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後３時５３分）

由利本荘市農業委員会総会会議規則第１３条第１項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総　会　議　長　　冨　　樫　　公　　一

議事録署名委員　　伊　　藤　　純　　二

議事録署名委員　　石　　井　　健　　一